

2017年11月28日

厚生労働省 事務次官
蒲原 基道 様

日本生活協同組合連合会

2018年介護報酬改定に対する要望書

社会保障審議会介護給付費分科会では、来年度の介護報酬改定に向けて議論がすすめられています。今回の改定は、2025年以降の日本社会を見据え、地域包括ケアシステムを中心とした介護保険制度を構築していくために大変重要な論点が示されています。

生協は、組合員のくらしに密着した組織として、これからの地域社会のニーズに応えた事業活動に取り組んでいくために、改定にあたって以下を申し述べます。

1. 地域包括ケアシステム構築促進の施策を強化すること

- 地域包括ケアシステムの構築促進に向けて、地域の中で高齢者の自立と在宅生活の継続を支える介護サービスの基盤整備をすすめるべきです。特に以下については拡充に向けた評価が必要です。
 - ・独居の方や認知症の方が地域で暮らし続けられるための在宅サービス機能
 - ・地域密着型サービス
 - ・医療・介護連携、多職種連携
- 適正なサービスの実施・展開のために保険者機能のさらなる強化が必要です。
- 総合事業は市町村が地域の実情に応じて組み立てを行う事業とはいえ、事業実施における解釈についてバラつきが生じるなど、市町村ごとの格差が大きくなっています。全国の総合事業の実施状況について具体的な調査・把握を行うとともに、利用者の視点から必要なサービスが整備されるよう国や県による指導・援助を求めます。
- 介護人材が不足する中でケアに集中できる環境整備のために、保険者から求められる事務業務については、ICTの活用等を通じて標準化および削減をすすめていくことが必要です。

2. 自立支援サービスの確立と評価を行うこと

- 利用者の自立を支援するサービスを広げ、ケアの質を高める施策が必要です。
- 自立支援サービスに対しての評価は、要介護度改善だけではなく、多面的なアウトカム評価とすべきです。あわせて、ストラクチャーやプロセスも含めた総合的な視点でのサービスの質を評価していくべきです。
- 利用者にとっては、ICFの視点から生活全般に関わるサービスの効果を評価していくことが望ましいと考えます。

3. 介護人材確保・定着につながる施策強化を行うこと

- 今後増え続ける介護需要に対応していくなかで、介護事業のさらなる生産性向上のために

業務効率化や人材活用につながる施策をさらに図っていくべきです。

- 介護現場において実効性ある人材確保・定着対策に取り組むために、報酬上の評価をさらに充実させていくことが不可欠です。処遇改善加算については、介護サービスの社会的・経済的な評価を高め、質向上と人材確保・定着を図るために、施設・在宅に関わらず事業所で働く職員全体を評価できるようにしていくべきです。

4. 利用者の在宅生活を支えるサービスを強化すること

- 介護事業経営の特性や実態を踏まえ、利用者に対する質の高いサービス提供を保障し、はじめに努力している事業者が報われる報酬改定を求めます。
- これからの人生100年時代を見据えた時に、一人一人がより長く健康で活力ある生活を継続するために、食や栄養に対する支援策を充実させていくべきです。
- 訪問介護については、生活援助と身体介護は一体的かつ総合的に提供されることで、介護保険制度の理念に基づいた利用者の在宅生活の継続（自立支援）に資するサービス提供が可能となります。
- 通所介護（デイサービス）事業所の中には、複数機能（リハビリ、レスパイト、認知症対応等）を保持しており、その複合的な機能は引き続き評価することが必要です。特に利用者の状態を正しく把握し改善に取り組む自立支援型デイサービスが報酬上でも評価されることが必要です。

以上